

奈良県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年七月十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第六号

奈良県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

奈良県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例（平成二十四年三月奈良県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「限る。」又は「の下に「特定小型原動機付自転車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第十七条第三項に規定する特定小型原動機付自転車をいう。）及び」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。